

平成30年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式医療救護実施要領(案)

この要領は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県医療救護対策要項に基づき、総合開会式会場（以下「会場」という。）の医療救護の実施について定めるものとする。

1 組織の編成

会場の医療救護に係る組織を編成し、救護本部、救護所及び移動救護を設置する。
なお、組織編成及び担当員の配置については別に定める。

2 設置場所・期間及び開設時間

(1) 設置場所

三重県営サンアリーナ

(2) 設置期間及び開設時間

設置期間は平成30年8月1日（水）とし、開設時間は別に定める。

3 配備物等

(1) 救護本部

- ア 大会参加者名簿等必要書類
- イ 電話機・無線機等通信機器
- ウ 医療救護に係る記録・報告用紙
- エ 医療救護に係る連絡先一覧
- オ その他、必要な物品

(2) 救護所

- ア 大会参加者名簿等必要書類
- イ 電話機・無線機等通信機器
- ウ 医療救護に係る記録・報告用紙
- エ 医薬品、医療器具
- オ 医療救護に係る連絡先一覧
- カ その他、必要な物品

(3) 移動救護（必要に応じて設置）

- ア 電話機・無線機等通信機器
- イ 搬送器具
- ウ その他、必要な物品

4 各部署の業務内容（図1参照）

(1) 救護本部

- ア 会場の医療救護業務の総括及び連絡調整
- イ 救護所への医薬品、医療器具等の配付及び回収
- ウ 救急搬送患者の事後の状況等の把握
- エ 救護記録等の整理及び集計

(2) 救護所

- ア 患者の一時収容及び応急処置
- イ 医療救護に係る救護記録等の作成と救護本部への提出
- ウ 救急搬送に係る救急車の出動要請
- エ 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- オ 救急搬送時における患者関係者への同行及び事後連絡の依頼

(3) 移動救護

- ア 患者の早期発見、救護所への連絡、移送及び案内等

5 患者が発生した場合の手順 (図1参照)

(1) 移動救護

患者を早期発見し、救護所へ連絡、移送等を行う。

(2) 救護所

ア 救護所における処置及び記録について

(ア) 収容した全患者を「救護記録」【様式第1号】に記録する。

(イ) 患者に対して医師の指示による処置を行った場合は「救護台帳」【様式第2号】に記録する。

イ 医療機関を受診する場合について

(ア) 救急搬送をする場合

a 救急車の出動を要請する。

b 患者の関係者に下記の事項について依頼する。

(a) 医療機関への同行(救急車への同乗)

(b) 医療機関受診結果報告先【様式第5号】を配付し、受診後の状況及び処置結果を救護本部へ連絡すること。また、患者が選手・監督である場合は、患者の都道府県選手団本部(都道府県高等学校体育連盟本部役員)へも併せて連絡すること。

c 当該患者の「救護台帳」の“患者が医療機関を受診する場合の記入欄”を記入する。

d 救急搬送後、当該患者の「救護台帳」を速やかに救護本部へ提出する。

(イ) 救急搬送以外の場合

医師の判断及び患者の意志により、個別に医療機関を受診する場合は上記(ア)と同様の手順(aを除く)を行い、医療機関を紹介する。

※ 患者が高校生の場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求に係る申請書類(3枚1綴)を交付する。

・「医療等の状況」【別紙3(1)】

・「医療等の状況(接骨院等用)」【別紙3(3)】

・「調剤報酬明細書」【別紙3(7)】

※ 緊急の場合で、上記の申請書類が交付できなかった場合は、患者の同行者等が処置結果を救護本部へ連絡した時に、宿泊施設で上記の申請書類を受け取り、医療機関へ持参するよう、救護本部から患者の同行者等に依頼する。

(3) 救護本部

救急搬送患者の受診後の状況について、同行者あるいは患者本人から聴取し、当該患者の「救護台帳」の“救護本部用記入欄”に記録する。

※ 連絡がない場合は、救護本部係員が同行者等へ連絡する。

※ 上記(2)のイのとおり、患者が高校生の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請書類を、救護所が同行者等に交付することになっているが、それが交付されたか確認し、交付されていない場合は、宿泊施設で受け取り、医療機関へ持参するよう依頼する。

6 業務の記録、報告及び集計

(1) 救護所

当日の業務終了後、次の書類を救護本部に提出する。

ア 「救護記録」【様式第1号】

イ 「救護台帳」【様式第2号】

※ 医療機関を受診する患者の「救護台帳」については、患者が救護所を退出した後、速やかに救護本部へ提出すること。

ウ 「取扱患者一覧表(救護所用)」【様式第3号】

(2) 救護本部

救護所より提出のあった「救護記録」【様式第1号】、「救護台帳」【様式第2号】及び「取扱患者一覧表(救護所用)」【様式第3号】を取りまとめ、「総合開会式取扱患者一覧表」【様式第4号】を作成する。

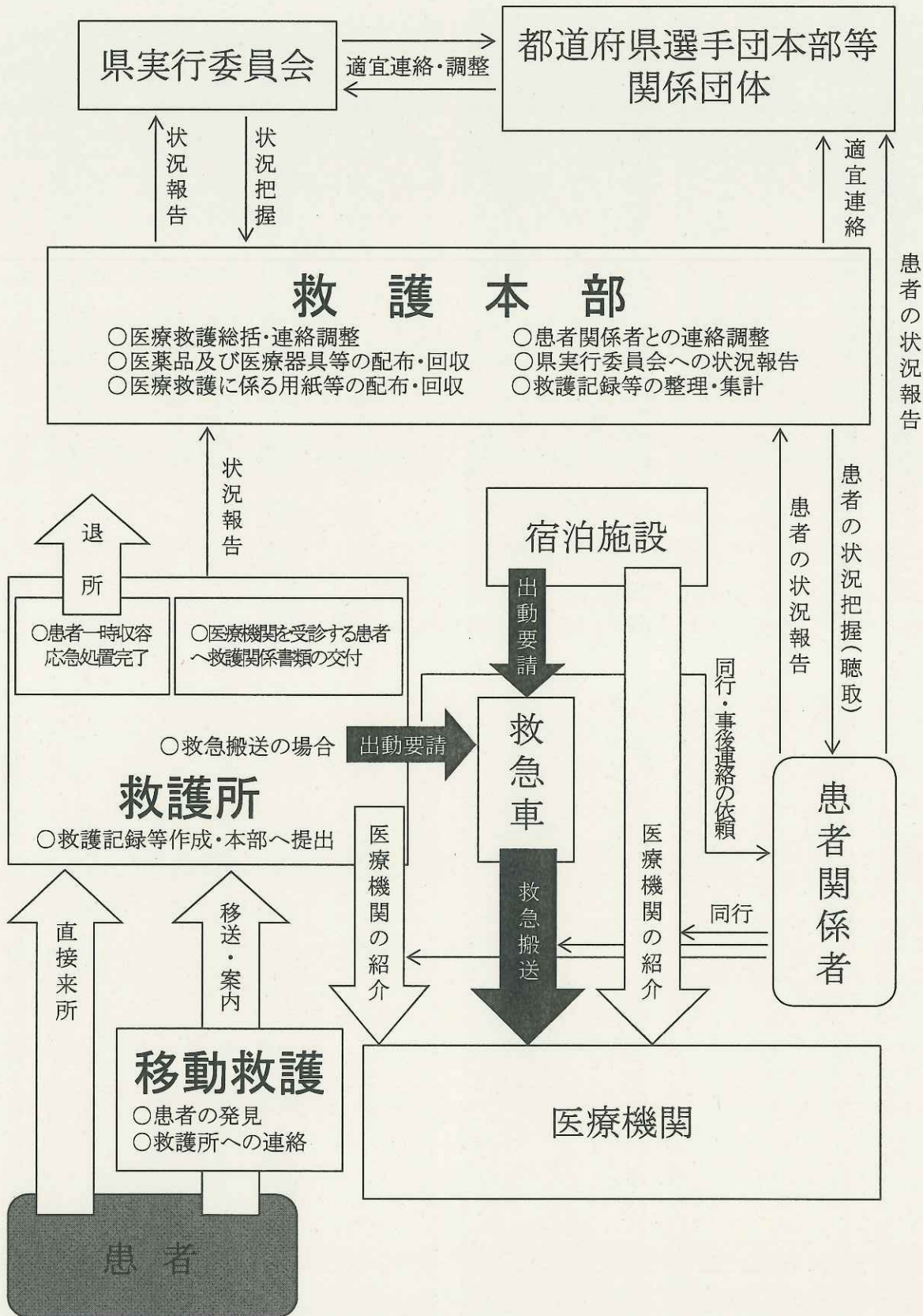
7 医療救護業務従事者の心得

- (1) 患者に対しては親切・迅速な対応に努める。
- (2) 救護所内の環境衛生には常に気を配り、患者が十分休養できるよう努める。
- (3) 患者のプライバシー保護と守秘義務について十分留意する。
- (4) 救護所関係書類の保管及び関係機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意すること。

8 その他

担当員の業務要領等、会場の医療救護の実施について必要な事項は別に定める。

(図1)各部署の業務内容



救

護

記

録

平成30年8月1日()救護所 会場名(三重県営サンアリーナ)

受付 No.	区 分	都道府県名	学 校 名 (所 属 前 名)	性 別	年 齢	来 所 退 所 時 刻	症 状 及 び 疾 病 名 事 故 の 概 要 等	処 置	備 考 (搬 送 先 等)
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			
	選・監・役 補・出・他			男・女		(: ↓)			

※ 区分の欄は選手・監督・役員・補助員・出演者・その他の区分を○で囲む。

(様式第2号)

救 護 台 帳

本紙記入者名()

傷病発生時間	平成30年8月1日(水) 午前・午後 :			受付No.
取扱場所	会場名:		競技種目:	
	救護所名:			
患 者	区 分	選手・監督・役員・補助員・出演者・その他()		
	ふりがな		性 別	男・女
	名 前		年 齢	歳
			学 年	(年)
	都道府県	所属校(勤務先)名		所属(勤務)先TEL
	競技種目	※一般観覧者の場合の住所等連絡先		
症 状 訴え等				
傷 病 名	外科的疾患(擦過傷・切傷・打撲・捻挫・筋肉痛・関節痛・肉離れ・骨折・脱臼・その他)			
	内科的疾患(熱中症・頭痛・吐き気・嘔吐・腹痛・下痢・発熱・風邪・脳貧血・その他)			
処置概要 症状訴え等	歯科			
診療医師氏名	医療機関への搬送 (救急車 ・ その他の手段)			無
患者が医療機関を受診する場合の記入欄(救急搬送を含む)				
ふりがな 同行者名前	同行者の電話番号等			
搬送先医療機関名			所在地・TEL等	
患者の状況及び処置結果等				

- ※ 受付No.の欄には、救護記録(様式第1号)のNo.と一致させてください。
- ※ 太枠は原則として医師が(あるいは医師の指示により)記入してください。
- ※ 患者が医療機関を受診する場合、“患者が医療機関を受診する場合の記入欄”を記入してください。
- ※ 患者の搬送後、本紙を速やかに救護本部へ提出してください。

取扱患者一覧表 (救護所用)

平成30年8月1日 (水)

() 救護所 会場名 (三重県営サンアリーナ) 三重県実行委員会

		疾患名	性別	選手(救)(他)	監督(救)(他)	役員(救)(他)	補助員(救)(他)	出演者(救)(他)	その他(救)(他)	小計(救)(他)	合計(救)(他)
外 科 的 疾 患	1	擦過傷 切傷	男								
			女								
	2	打撲 ねんざ	男								
			女								
	3	筋肉痛 肉離れ	男								
			女								
	4	関節痛	男								
			女								
	5	骨折	男								
			女								
	6	脱臼	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
内 科 的 疾 患	1	熱中症	男								
			女								
	2	頭痛	男								
			女								
	3	はきけ 嘔吐	男								
			女								
	4	腹痛 下痢	男								
			女								
	5	発熱 発せ	男								
			女								
	6	脳貧血	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
歯科		男									
		女									
		計									
合計		男									
		女									
		計									

注) 取扱患者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

総合開会式取扱患者一覧表 (救護本部用)

平成30年8月1日 (水)

会場名 (三重県営サンアリーナ) 三重県実行委員会

		疾患名	性別	選手(救)(他)	監督(救)(他)	役員(救)(他)	補助員(救)(他)	出演者(救)(他)	その他(救)(他)	小計(救)(他)	合計(救)(他)
外 科 的 疾 患	1	擦過傷 切傷	男								
			女								
	2	打撲 ねんざ	男								
			女								
	3	筋肉痛 肉離れ	男								
			女								
	4	関節痛	男								
			女								
	5	骨折	男								
			女								
	6	脱臼	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
内 科 的 疾 患	1	熱中症	男								
			女								
	2	頭痛	男								
			女								
	3	はきけ 嘔吐	男								
			女								
	4	腹痛 下痢	男								
			女								
	5	発熱 かぜ	男								
			女								
	6	脳貧血	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
歯科		男									
		女									
		計									
合計		男									
		女									
		計									

注) 取扱患者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

様式第5号

医療機関受診結果報告先

下記の救護本部に連絡してください。

救護本部

設置場所	救護本部（三重県実行委員会事務局）
担当者	
連絡先	

【救護所】

- ・患者の同行者に配付してください。

【同行者】

- ・医療機関の受診後の状況等について、救護本部へ連絡してください。

医療等の状況

立

学校(園)

平成 年 月 日

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童生徒等	氏名		男	昭和	年	月	日生									
			女	平成												
傷病名	(1) (2) (3)															
診療開始日	(1) 平成 年 月 日	診療実日数		転 帰												
	(2) 平成 年 月 日	日		治	死	中										
	(3) 平成 年 月 日			ゆ	亡	止										
診療請求報酬数	外来に係る療養				入院に係る療養											
	十	万	千	百	十	一	点	日	十	万	千	百	十	一	点	
							日間									
							入院に係る食事療養標準負担額	日間								円
上記のとおりです。																
平成 年 月 日																
医療機関所在地及び名称																
氏 名																
印																
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円					
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円					
	入院に係る食事療養標準負担額							円								
	合 計							円								

医療機関へお願い
診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。
 2 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。
 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。
 4 ※印は、記入しないこと。
 5 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

【お願い】 上記証明において公費負担医療制度を利用した場合は下欄の記入にご協力ください(*該当する項目に○をつけてください。)

記入者*	公費負担医療制度*	乳幼児・ひとり親・子ども医療助成・障害者総合支援法
保護者 学校(園) 設置者 医療機関	<input type="checkbox"/> 利用している制度がない <input type="checkbox"/> 場合はその他に記入	その他 { }
自己負担額 (公費負担医療制度を利用している場合のみ記入)		円

医療等の状況

立

学校(園)

平成 年 月 分

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童 生徒等	氏名			男	昭和	年 月 日生		
				女	平成			
負傷名						転 帰		
						治 ゆ	継 続 中	転 医
施術開始 年月日	平成 年 月 日	施術終了 年月日	平成 年 月 日	施術 実日 数	日			
施術の 種類	回数	一回の 料金	加算料金		施術料金	施術を行った 期間		
初検料		円	時間外 休日・深夜	円	円	月 日		
初検時 相談支援料			夜間難路 暴風雨雪			月 日から		
往療料			片道 km			月 日まで		
整復料			/			月 日		
固定料			/			月 日		
施療料			/			月 日		
後療料			/			月 日から 月 日まで		
電法料			回 数	一回の 料金		月 日から 月 日まで		
			回	円		月 日まで		
その他								
備考								
合計							円	
上記のとおりです。								
平成 年 月 日 住所								
柔道整復師 氏名 印								
※決 定							円 × $\frac{4}{10}$ = 円	
							円	
	合 計						円	

- (注) 1 この医療等の状況は、柔道整復師から施術を受けた場合に使用すること。
 2 ※印は、記入しないこと。
 3 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

調剤報酬明細書

平成 年 月 日

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童等 生徒等	氏名				男	昭和	年	月	日生
					女				
所在地及び名称 保険医療機関の		保険医氏名	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____		6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____		受付回数	回	
処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数				
		医薬品名・規格・用量・剤型・用法			単位薬剤料	調剤料	薬剤料	加算料	
				点	点	点	点	点	
摘要									
合計	点	調剤基本料 点	時間外等加算 点	指導料 点					
上記のとおりです。									
平成 年 月 日									
保険薬局所在地及び名称									
氏名									
印									
※ 決 定		10円 × 点 × $\frac{4}{10}$ = 円							

(注) 1 この明細書は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員として保険薬局から調剤を受けた場合に使用すること。
2 ※印は、記入しないこと。
3 この明細書の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

【お願い】 上記証明において公費負担医療制度を利用した場合は下欄の記入にご協力ください（*該当する項目に○をつけてください。）。

記入者*	公費負担医療制度*	乳幼児・ひとり親・子ども医療助成・障害者総合支援法
保護者 学校(園) 設置者 保険薬局	<input type="checkbox"/> 利用している制度がない <input type="checkbox"/> 場合はその他に記入	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 自己負担額 <small>(公費負担医療制度を利用している場合のみ記入)</small>
		円

平成30年度全国高等学校総合体育大会 会場地市町実行委員会医療救護実施要領例（案）

この要領は平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県医療救護対策要項に基づき、会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）が担当する競技会場、練習会場及び大会参加者の宿泊施設における医療救護の実施について定めるものとする。

1 組織の編成

医療救護組織の編成は原則として次のとおりとし、必要人数を配置する。

	本部長	医師	看護師	係員（教職員等）	補助員（高校生等）
救護本部	○			○	□
救護所		△	○	○	□
練習会場				○	□
移動救護				○	□

※ 人数については、会場の規模、医療機関までの距離など実情に応じて決定する。

※ 練習会場の救護所は必要に応じて設置する。救護所を設置しない場合は係員の配置を行う等、万一患者が発生した場合の対応を行う。

※ 移動救護は会場の状況等により必要に応じて設置する。

※ ○：配置 △：可能な限り配置 □：必要に応じて配置

2 宿泊施設における医療救護

宿泊施設における医療救護は、宿泊施設管理者が対応する。

3 設置場所、期間及び開設時間等

(1) 救護本部

ア 市町実行委員会事務局に救護本部を設置する。

イ 設置期間は、原則として競技種目別大会本部の設置期間とする。

ウ 開設時間は、原則として競技日程開始時から終了までとするが、緊急事態に対応するため24時間連絡が取れる体制を整備する。

(2) 救護所

ア 競技種目別大会の各競技会場に設置する。

イ 開設期間は、原則として競技種目別大会の競技期間とする。

ウ 開設時間は、原則として競技日程開始時から終了までとする。

設置する救護所は次のとおりとする。

(例)

救護所名	設置場所	設置期間
〇〇体育館救護所	〇〇体育館	〇月〇日～〇月〇日
〇〇競技場救護所	〇〇競技場	〇月〇日～〇月〇日

(3) 練習会場

- ア 練習会場での患者に対応するため、練習会場に係員を設置する。
- イ 開設期間は、原則として練習会場の利用開始日から利用終了日までとする。
- ウ 開設時間は、原則として練習会場の開場から閉鎖までとする。

(4) 移動救護

- ア 患者の早期発見を目的に移動救護を設置する。
- イ 移動救護は会場内の担当区域を巡回し、患者を発見した場合は所属する救護所へ連絡し、迅速な対応をする。

設置する移動救護は次のとおりとする。

(例)

移動救護名	所属救護所	設置期間
〇〇体育館移動救護	〇〇体育館救護所	〇月〇日～〇月〇日
〇〇競技場移動救護	〇〇競技場救護所	〇月〇日～〇月〇日

4 各部署・施設等における配備物、業務内容等について (図1参照)

(1) 救護本部について

別添1参照

(2) 救護所について

別添2参照

(3) 練習会場について

別添3参照

(4) 移動救護について

ア 配備物等

- (ア) 電話機・無線機等通信機器
- (イ) 搬送器具
- (ウ) その他必要な物品

イ 業務内容

患者の早期発見、救護所への移送及び案内等

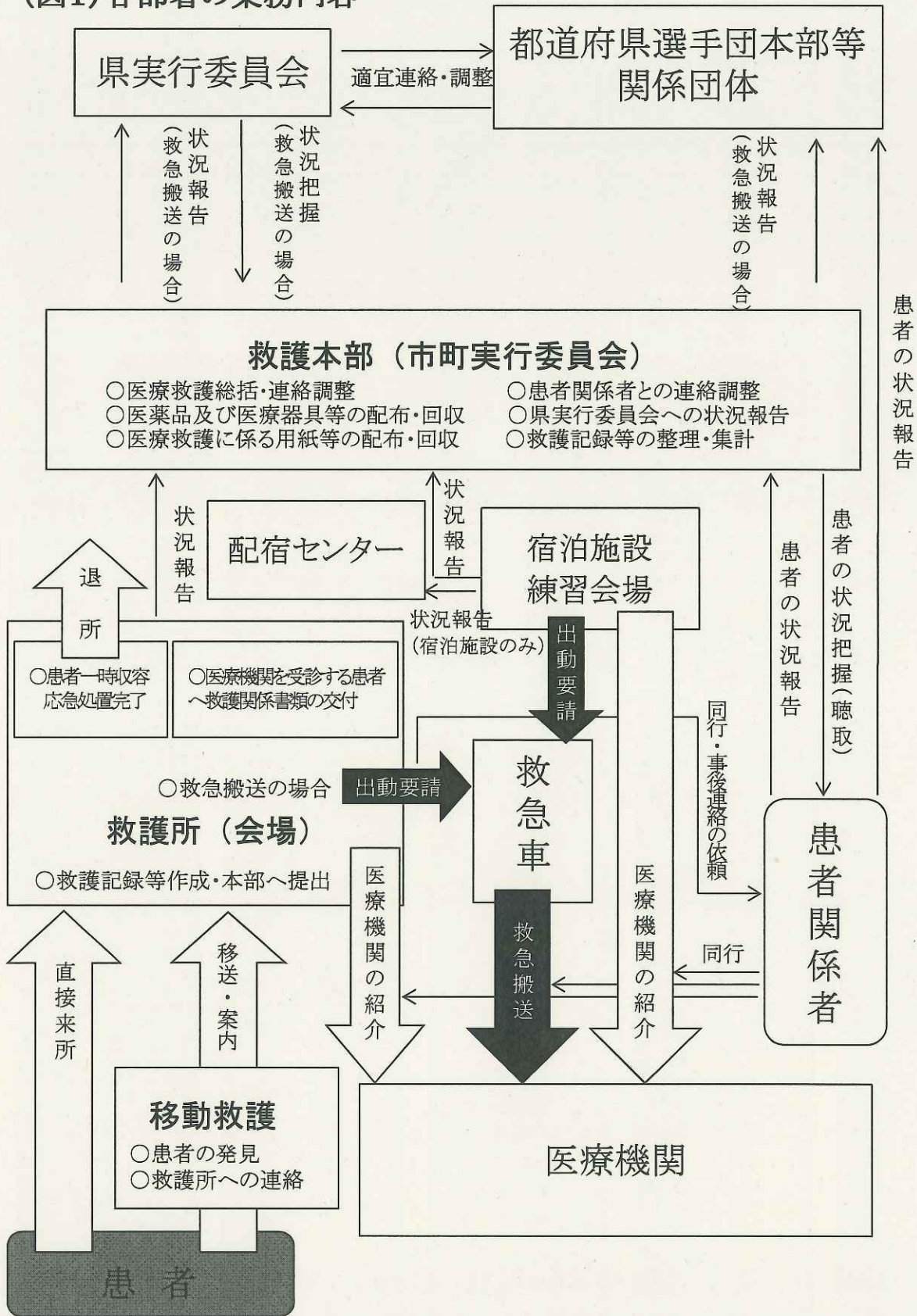
(5) 宿泊施設について

別添4参照

5 医療救護業務従事者の心得

- (1) 患者に対しては親切・迅速な対応に努める。
- (2) 救護所内の環境衛生には常に気を配り、患者が十分休養できるよう努める。
- (3) 患者のプライバシー保護と守秘義務について十分留意する。
- (4) 救護所関係書類の保管及び関係機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意すること。

(図1) 各部署の業務内容



別添 1

救護本部について

1 配備物等

- (1) 大会参加者名簿等必要書類
- (2) 医療救護に係る記録・報告用紙等
 - ア 1日の取扱患者一覧表(救護本部用)【様式第5号】
 - イ 競技種目別取扱患者一覧表(救護本部用)【様式第6号】
 - ウ 救護所等設置状況報告書【様式第7号】
- (3) 電話機等通信機器
- (4) 医療救護に係る連絡先一覧
- (5) その他

2 業務内容

- (1) 競技種目別大会の医療救護に係る救護所及び練習会場等の総括、連絡調整
- (2) 救護所への医薬品・医療器具等の配付及び回収
- (3) 救護所・練習会場等への医療救護に係る用紙等の配付及び回収
- (4) 医療機関を受診する患者の関係者(同行者)との連絡調整
- (5) 救急搬送された患者に関する事項の県実行委員会への報告
- (6) 競技種目別大会に関する救護記録等の整理、集計及び県実行委員会への報告

3 患者が発生した場合の手順(図2参照)

- (1) 救護所、練習会場及び宿泊施設から「救護台帳」【様式第2号】又は「医療機関受診連絡票」【様式第3号①②】をFAXで受理し、救急搬送だった場合には救護本部用記入欄は未記入の状態で、県実行委員会へ転送する。その後、救護所、練習会場及び宿泊施設から電話連絡で、患者の名前等を聴取する。

※練習会場等にFAX等の設備がなく電話等で患者発生連絡があった場合は、記載内容を聴取して、救護本部で様式に転記
- (2) 救急搬送だった場合には、聴取した患者の名前等を県実行委員会へ電話で報告する。また、緊急搬送で選手・監督だった場合には、都道府県高体連本部へも電話連絡する。
- (3) 同行者等から、受診後の状況及び処置結果について聴取し、当該患者の“患者の状況及び処置結果等”に記録する。

救急搬送だった場合、三重県実行委員会へ患者の状況等を電話で報告する。

※ 連絡がない場合は、救護本部係員等が同行者等へ連絡する。

※ 別添2の3の(4)のとおり、患者が高校生の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請書類を、救護所が同行者等に交付することになっているが、それが交付されたか確認し、交付されていない場合は、宿泊施設で受け取り、医療機関に持参するよう依頼する。

4 業務記録及び報告等

(1) 当日の業務終了後、救護所から報告のあった「取扱患者一覧表」【様式第4号】、練習会場から報告のあった「医療機関受診記録」【様式第1号②】、宿泊施設から報告のあった「医療機関受診連絡票」【様式第3号②】を集計して、「1日の取扱患者一覧表」【様式第5号】を作成し、県実行委員会へ報告する。

(2) 競技日程終了後、速やかに次の書類を整理し、県実行委員会へ提出する。

ア 「競技種目別取扱患者一覧表」【様式第6号】

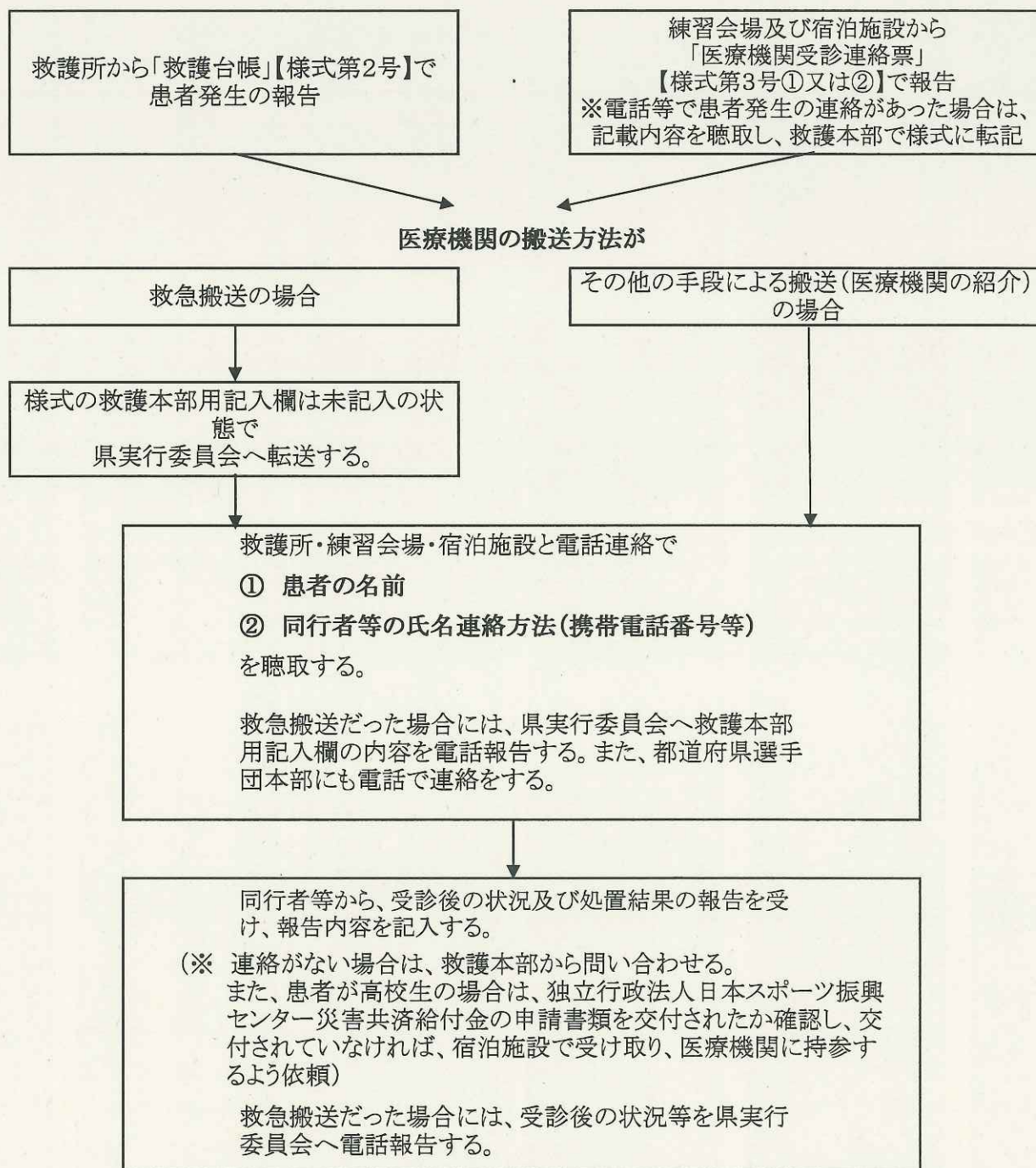
(ア) 競技会場救護所で取り扱った患者を集計したもの

(イ) 練習会場で取り扱った患者の集計したもの

(ウ) 宿泊施設で取り扱った患者を集計したもの

イ 「救護所等設置状況報告書」【様式第7号】

(図2) 患者が発生した場合の手順【救護本部】



別添 2

救護所について

1 配備物等

- (1) 大会参加者名簿等必要書類
- (2) 医療救護に係る記録・報告用紙等
 - ア 救護記録【様式第1号①】
 - イ 救護台帳【様式第2号】
 - ウ 取扱患者一覧表（救護所用）【様式第4号】
 - エ 医療機関受診結果報告先【様式第8号】
 - オ 災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）
 - ・医療等の状況【別紙3（1）】
 - ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
 - ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】
- (3) 医薬品、医療器具
- (4) 電話機等通信機器
- (5) 医療救護に係る連絡先一覧
- (6) その他医療救護に必要な物品

2 業務内容

- (1) 応急処置及び必要に応じた救急搬送の要請
- (2) 医療救護に係る救護記録等の作成と救護本部への提出
- (3) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (4) 医療機関を受診する患者について「救護台帳」の提出や電話による救護本部への報告

3 患者が発生した場合の手順（図3参照）

- (1) 収容した全患者について「救護記録」【様式第1号①】に記録する。
- (2) 患者に対して医師の指示による処置を行った場合「救護台帳」【様式第2号】に記録する。
- (3) 患者が医療機関を受診する必要がある、救急搬送する場合は、救急車の出動を要請する。救急搬送以外の場合は医療機関を紹介する。
- (4) 医療機関を受診する患者の関係者に、医療機関受診結果報告先【様式第8号】を配付し、医療機関への同行と、受診後の状況及び処置結果について救護本部へ連絡することを依頼する。また、救急搬送の場合、都道府県選手団本部へも連絡するよう依頼する。

(5) 医療機関を受診する患者が高校生の場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）を交付する。

- ・医療等の状況【別紙3（1）】
- ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
- ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】

※ 緊急の場合で、上記の申請書類が交付できなかった場合は、患者の同行者等が処置結果を救護本部へ連絡した時に、宿泊施設で上記の申請書類をうけとり、医療機関に持参するよう、救護本部から患者の同行者等に依頼する。

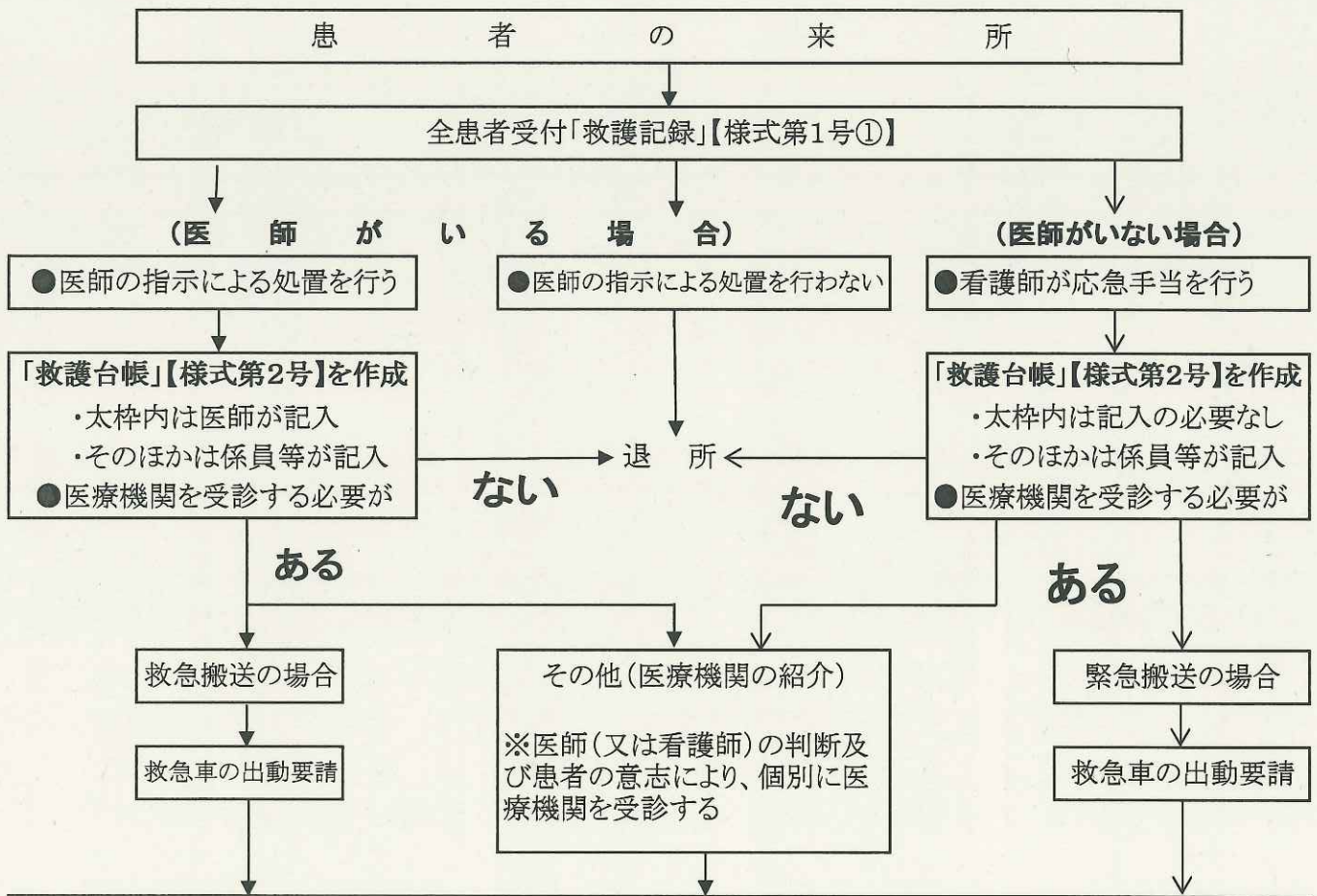
(6) 患者の搬送後、救護本部記入欄は空欄の状態で「救護台帳」【様式第2号】を速やかに救護本部へFAX等で提出し、救護本部用記入欄は電話で救護本部へ伝える。

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「救護台帳」【様式第2号】の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

4 業務の記録及び報告等

当日の業務終了後、その日取り扱った患者を集計して、「取扱患者一覧表（救護所用）」【様式第4号】に記録し、「救護記録」【様式第1号①】及び救護台帳【様式第2号】とともに速やかに救護本部へ報告する。

(図3) 患者が発生した場合の手順【救護所】



- (1) 救護関係様式書類を交付する**
- ア 「救護台帳」の“患者が医療機関を受診する場合の記入欄”を患者関係者(同行者等)に記入してもらう。
 - イ 医療機関を受診する患者が高校生の場合は下記(ア)を交付する。
(緊急の場合は、下記(ア)が交付できなかった場合、患者の同行者等が処置結果を救護本部へ連絡してきた時に、宿泊施設で申請書類を受け取り、医療機関に持参するよう、救護本部が患者の同行者に依頼)
 - (ア) “災害共済給付金の請求に係る申請書類(3枚1綴)”・・・未記入で配付
「医療等の状況」、「医療等の状況(接骨院等用)」、「調剤報酬明細書」
- (2) 医療機関受診結果報告先(様式第8号)を配付し、患者関係者(同行者)に下記事項を依頼する**
- ア 医療機関の受診後の状況及び処置結果について、救護本部へ連絡すること。
※ 救護本部及び各都道府県選手団本部の連絡先を同行者に伝える。(電話番号を配付する等)
 - イ 救急搬送の場合、都道府県選手団本部にも連絡すること。

患者の搬送後、「救護台帳」【様式第2号】を救護本部へ提出する。

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「救護台帳」【様式第2号】の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

別添 3

練習会場について

1 配備物等

- (1) 医療救護に係る連絡先一覧
- (2) 医療救護に係る用紙
 - ア 医療機関受診記録（練習会場用）【様式第1号②】
 - イ 医療機関受診連絡票（練習会場用）【様式第3号①】
 - ウ 医療機関受診結果報告先【様式第8号】
 - エ 災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）
 - ・医療等の状況【別紙3（1）】
 - ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
 - ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】
- (3) 医薬品、医療器具
- (4) 電話機等通信機器
- (5) 医療救護に係る連絡先一覧
- (6) その他医療救護に必要な物品

2 業務内容

- (1) 医療機関を受診する患者へ医療機関の紹介及び救急搬送の要請
- (2) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (3) 医療機関を受診する患者について「医療機関受診連絡票」と電話による救護本部への報告

3 患者が発生した場合の手順（図4参照）

- (1) 患者が発生した場合、医療機関の紹介及び状況に応じて救急搬送の要請を行う。
 - (2) 患者が医療機関を受診する（救急車等による救急搬送を含む）場合には「医療機関受診記録」【様式第1号②】を作成する。
 - (3) 医療機関を受診する患者の関係者に、医療機関受診結果報告先【様式8】を配付し、医療機関への同行と、受診後の状況及び処置結果について救護本部へ連絡することを依頼する。また、救急搬送の場合は、都道府県選手団本部へも連絡するよう依頼する。
 - (4) 患者が高校生の場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）を交付する。
 - ・医療等の状況【別紙3（1）】
 - ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
 - ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】
- ※ 緊急の場合で、上記の申請書類が交付できなかった場合は、患者の同行者等

が処置結果を救護本部へ連絡した時に、宿泊施設で上記の申請書類をうけとり、医療機関へ持参するよう、救護本部が患者の同行者等に依頼する。

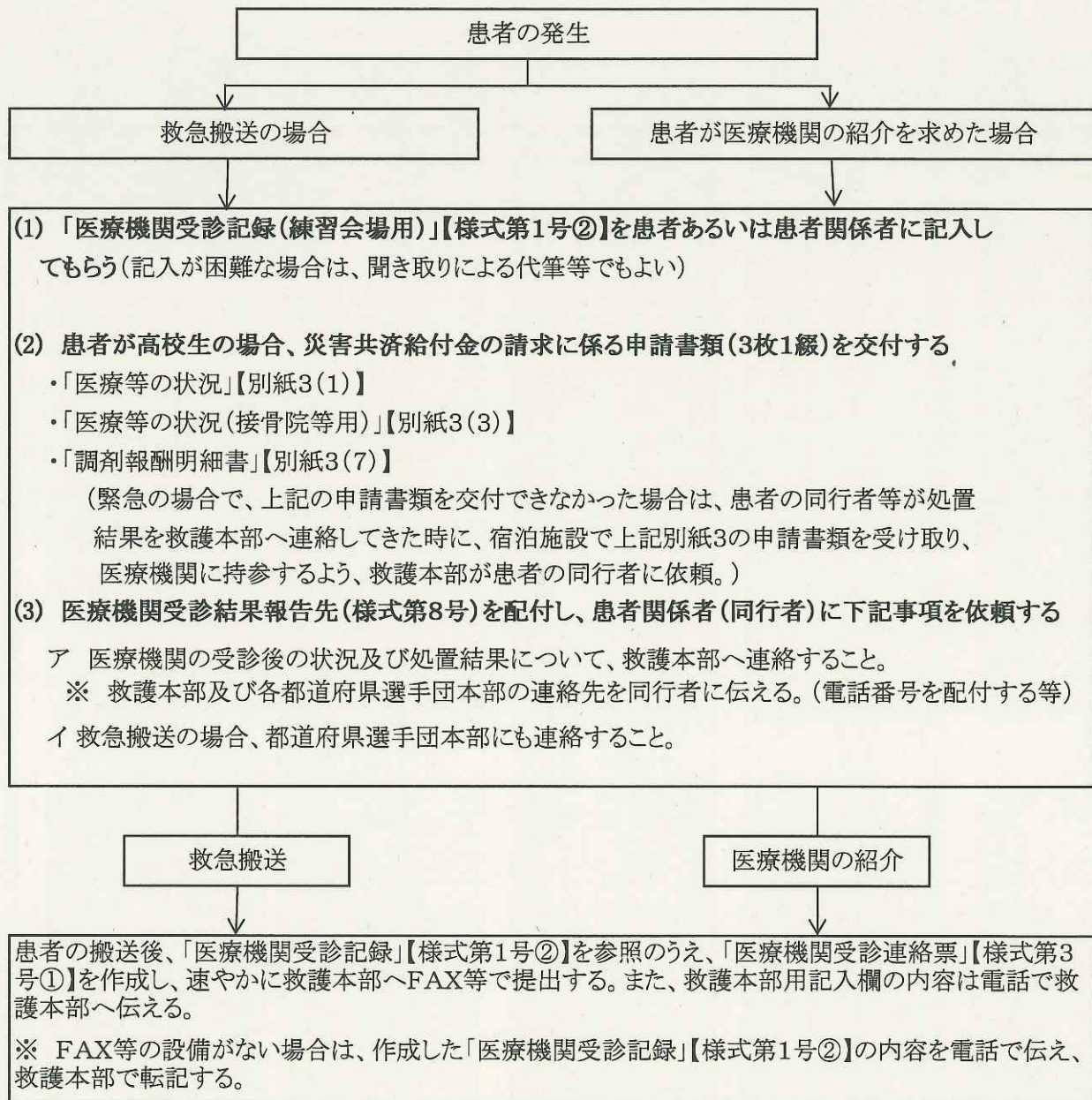
- (5) 患者の搬送後、「医療機関受診記録」【様式第1号②】をもとに「医療機関受診連絡票」【様式第3号①】を作成し、速やかに救護本部へFAX等で提出する。また、救護本部用記入欄の内容は電話で救護本部へ伝える。

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診連絡票」【様式第3号①】の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

4 業務記録及び報告等

「医療機関受診記録」【様式第1号②】、「医療機関受診連絡票」【様式第3号①】を練習会場の閉鎖後、速やかに救護本部へ提出する。

(図4) 患者が発生した場合の手順【練習会場】



宿泊施設について

1 配備物等

- (1) 医療救護に係る連絡先一覧
- (2) 医療救護に係る用紙等
 - ア 医療機関受診連絡票（宿泊施設用）【様式第3号②】
 - イ 医療機関受診結果報告先【様式第8号】
 - ウ 災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）
 - ・医療等の状況【別紙3（1）】
 - ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
 - ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】
- (3) その他医療救護に必要な物品

2 業務内容

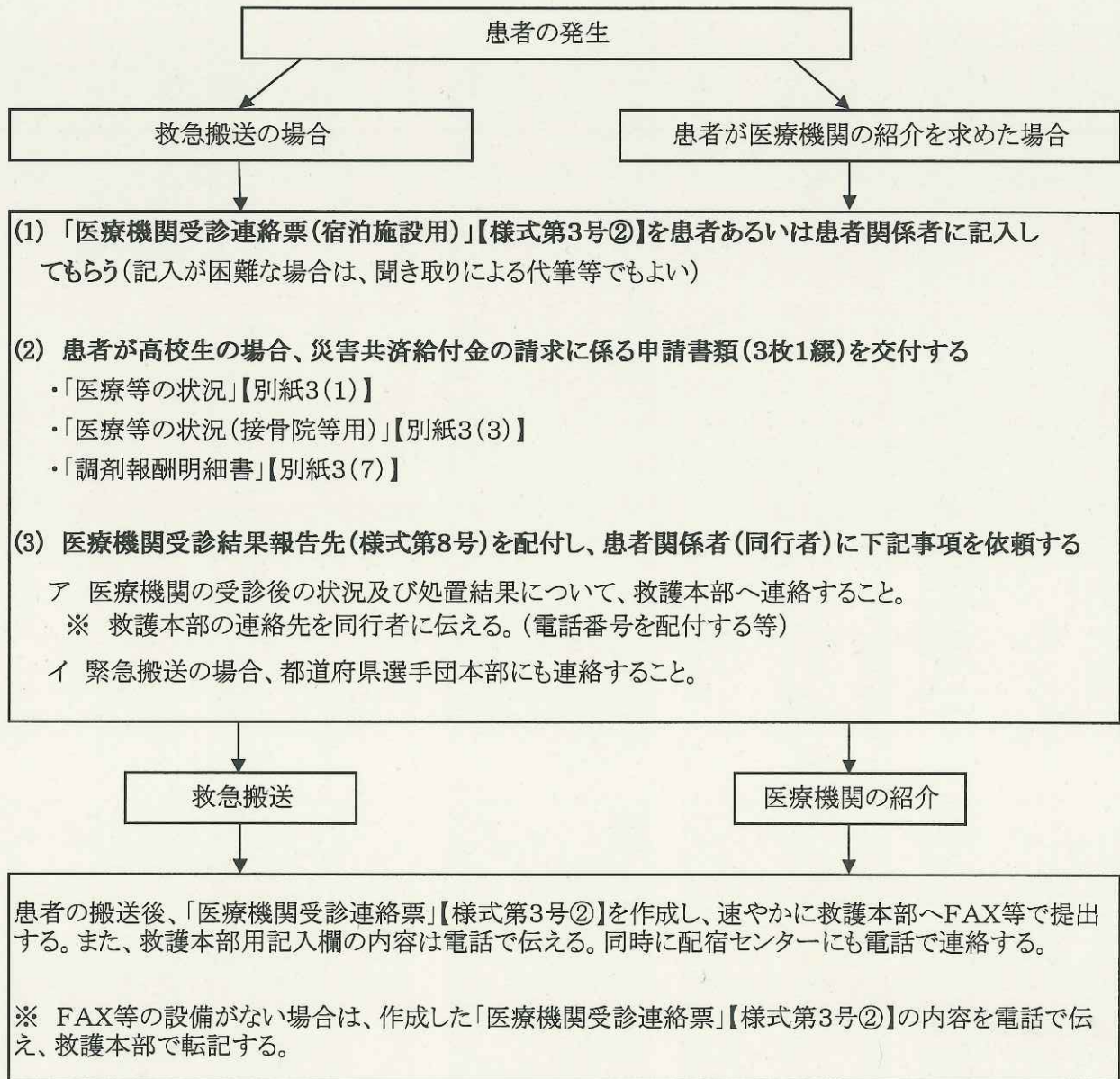
- (1) 医療機関を受診する患者へ医療機関の紹介及び救急搬送の要請
- (2) 医療機関を受診する患者への災害共済給付金の請求に係る申請書類の交付
- (3) 医療機関を受診する患者について「医療機関受診連絡票」と電話による救護本部及び配宿センターへの連絡

3 患者が発生した場合の手順（図5参照）

- (1) 患者が発生した場合、医療機関の案内及び必要に応じて救急搬送の要請を行う。
- (2) 「医療機関受診連絡票」【様式第3号②】を作成する。医療機関を受診する患者の関係者に、医療機関受診結果報告先【様式第8号】を配付し、医療機関への同行と、受診後の状況及び処置結果について救護本部へ連絡することを依頼する。また、救急搬送の場合は、都道府県選手団本部へ連絡するよう依頼する。
- (3) 患者が高校生の場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求に係る申請書類（3枚1綴）を交付する。
 - ・医療等の状況【別紙3（1）】
 - ・医療等の状況（接骨院等用）【別紙3（3）】
 - ・調剤報酬明細書【別紙3（7）】
- (4) 「医療機関受診連絡票」【様式第3号②】を、速やかに救護本部へFAX等で提出する。また、救護本部用記入欄は電話で伝え、同時に配宿センターにも電話連絡する。

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診連絡票」【様式第3号②】の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

(図5) 患者が発生した場合の手順【宿泊施設】



医療機関受診記録(練習会場用)

練習会場名 ()

受付 No.	発生日・時刻 月 日 午前・午後 時 分頃	区分 選手・監督 役員・その他	都道府県名 競技種目	学校名(所属名) ①患者名 前	性別	年齢	事故の概要及び主要症状	②同行者名前 連絡方法(携帯電話番号等)
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			
	月 日 午前・午後 時 分頃	選手・監督 役員・その他			男・女			

～ 係員の方へ ～

- 1 救急搬送患者が発生した場合(医療機関を紹介した場合も含む)、太枠内を患者関係者に記入してもらってください。(緊急の場合は、聞き取りによる代筆でもよい。)
- 2 患者の搬送後、本紙をもとに「医療機関受診連絡票」(様式第3号①)を記入し、記入後は速やかに会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)
- 3 救護本部にFAX送信で報告してください。
- 4 送信後、市町実行委員会救護本部に①患者の名前、②同行者の名前等を電話連絡で伝えてください。

(様式第2号)

救 護 台 帳

本紙記入者名()

傷病発生時間	平成 30 年 月 日() 午前・午後 :			受付No.
取扱場所	会場名:		競技種目:	
	救護所名:			
患 者	区 分	選手・監督・役員・補助員・出演者・その他()		
	都道府県	所属校(勤務先)名	性別	男・女
			年齢	歳
			学年	(年)
	競技種目	所属(勤務)先TEL	※一般観覧者の場合の住所等連絡先	
症状訴え等				
傷病名	外科的疾患(擦過傷・切傷・打撲・捻挫・筋肉痛・関節痛・肉離れ・骨折・脱臼・その他)			
	内科的疾患(熱中症・頭痛・吐き気・嘔吐・腹痛・下痢・発熱・風邪・脳貧血・その他)			
	歯科			
処置概要 症状訴え等				
診療医師名前	医療機関への搬送 (救急搬送 ・ その他の手段)			無
患者が医療機関を受診する場合の記入欄(救急搬送を含む)				
搬送先 医療機関名			所在地・TEL等	
救護本部用記入欄 記入者名前()				
①患者の名前			②同行者等の名前・連絡方法(電話番号等)	
患者の状況及び処置結果等				

- ※ 受付No.の欄には、救護記録(様式第1号①)のNo.と一致させてください。
- ※ 太枠は原則として医師が(あるいは医師の指示により)記入してください。
- ※ 患者が医療機関を受診する場合、“患者が医療機関を受診する場合の記入欄”を記入してください。
- ※ 患者の搬送後、本紙を速やかに救護本部にFAX等で報告してください。
- ※ この様式を市町実行委員会救護本部にFAX等で送信後、電話連絡で①患者の名前、②同行者等の名前・連絡方法を電話連絡してください。

(様式第3号①)

医療機関受診連絡票 (練習会場用)

平成 30 年 月 日 () 受付No. ※医療機関受診記録と一致させること	
【 医療機関への搬送方法 】 ※ 該当箇所を○で囲んでください。	
1. 救急搬送	午前 ・ 午後 時
2. その他手段による搬送(医療機関の紹介)	午前 ・ 午後 時
宿泊施設名	電話番号
本紙記入者名(宿泊施設関係者)	
患者	区分 選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ その他 ()
	性別 男 ・ 女 年齢 (学年) (歳年) 競技種目
	都道府県 学校名(又は所属名)
事故の概要及び主要症状	
備考	(搬送先医療機関の名称等)

※救護本部用記入欄		記入者氏名
①患者の名前	②同行者等の名前・連絡方法(携帯電話番号等)	
③患者の状況及び処置結果等		

★ 練習会場について

- 1 患者が医療機関を受診する(救急車等による救急搬送を含む)場合、「救護台帳」(練習会場の場合は「医療機関受診記録」)をもとに太枠内を記入し、本紙を市町実行委員会救護本部へFAX送信で提出してください。
- 2 FAX送信後、市町実行委員会救護本部に電話連絡で①患者の名前、②同行者等の名前・連絡方法を連絡してください。

※FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診記録」の内容を電話で伝え、救護本部で転記してください。

()市町実行委員会救護本部

FAX番号:

電話番号:

★ 市町実行委員会救護本部について

- 3 市町実行委員会救護本部は、本紙の受信後、【医療機関への搬送方法】が救急搬送だった場合は、**※救護本部用記入欄は未記入の状態**で三重県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)へ本紙を速やかに転送してください。

県実行委員会 FAX番号:059-224-3001 電話番号:059-224-2838

- 4 FAX送信後、練習会場と電話連絡により、①患者の名前と②同行者等の名前・連絡方法を記入し、①②について、県実行委員会へ電話で報告してください。また、都道府県選手団本部へ電話で連絡してください。
- 5 市町村実行委員会救護本部は、同行者等から受診後の処置結果について聴取し、③患者の状況及び処置結果等を記入してください。また、県実行委員会へ電話で報告してください。

(様式第3号②)

医療機関受診連絡票 (宿泊施設用)

平成 30 年 月 日 () 受付No.	
【 医療機関への搬送方法 】 ※ 該当箇所を○で囲んでください。	
1. 救急搬送	午前 ・ 午後 時
2. その他手段による搬送(医療機関の紹介)	午前 ・ 午後 時
宿泊施設名	電話番号
本紙記入者名(宿泊施設関係者)	
患者	区分 選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ その他 ()
	性別 男 ・ 女 年齢 (学 年) (歳 年) 競技種目
	都道府県 学校名(又は所属名)
事故の概要及び主要症状	
備考	(搬送先医療機関の名称等)

※救護本部用記入欄		記入者氏名
①患者の名前	②同行者等の名前・連絡方法(携帯電話番号等)	
③患者の状況及び処置結果等		

★ 宿泊施設について

- 1 患者が医療機関を受診する(救急車等による救急搬送を含む)場合、
太枠内を記入し、本紙を市町実行委員会救護本部へFAX送信で提出してください。
- 2 FAX送信後、市町実行委員会救護本部に電話連絡で①患者の名前、②同行者等の名前・連絡方法を
連絡してください。また、配宿センターへ電話で連絡してください。

※FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診記録」の内容を電話で伝え、救護本部で転記してください。
()市町実行委員会救護本部

FAX番号:

電話番号:

★ 市町実行委員会救護本部について

- 3 市町実行委員会救護本部は、本紙の受信後、【医療機関への搬送方法】が救急搬送だった場合は、
※救護本部用記入欄は未記入の状態三重県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)へ本紙を
速やかに転送してください。

県実行委員会 FAX番号:059-224-3001 電話番号:059-224-2838

- 4 FAX送信後、練習会場と電話連絡により、①患者の名前と②同行者等の名前・連絡方法を記入し、
①②について、県実行委員会へ電話で報告してください。また、都道府県選手団本部へ電話で連絡してください。
- 5 市町村実行委員会救護本部は、同行者等から受診後の処置結果について聴取し、③患者の状況及び
処置結果等を記入してください。また、県実行委員会へ電話で報告してください。

取扱患者一覧表 (救護所用)

平成30年 月 日 ()

競技種目名 ()

()

) 会場救護所

()

) 実行委員会

		疾患名	性別	選手(救)(他)	監督(救)(他)	役員(救)(他)	補助員(救)(他)	出演者(救)(他)	その他(救)(他)	小計(救)(他)	合計(救)(他)
外 科 的 疾 患	1	擦過傷 切傷	男								
			女								
	2	打撲 ねんざ	男								
			女								
	3	筋肉痛 肉離れ	男								
			女								
	4	関節痛	男								
			女								
	5	骨折	男								
			女								
	6	脱臼	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
内 科 的 疾 患	1	熱中症	男								
			女								
	2	頭痛	男								
			女								
	3	はきけ 嘔吐	男								
			女								
	4	腹痛 下痢	男								
			女								
	5	発熱 かぜ	男								
			女								
	6	脳貧血	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
歯科		男									
		女									
		計									
合計		男									
		女									
		計									

注) 取扱患者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

1日の取扱患者一覧表(救護本部用)

平成30年月日()

競技種目名()

() 実行委員会

		疾患名	性別	選手(救)(他)	監督(救)(他)	役員(救)(他)	補助員(救)(他)	出演者(救)(他)	その他(救)(他)	小計(救)(他)	合計(救)(他)
外 科 的 疾 患	1	擦過傷 切傷	男								
			女								
	2	打撲ねんざ	男								
			女								
	3	筋肉痛 肉離れ	男								
			女								
	4	関節痛	男								
			女								
	5	骨折	男								
			女								
	6	脱臼	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
内 科 的 疾 患	1	熱中症	男								
			女								
	2	頭痛	男								
			女								
	3	はきけ 嘔吐	男								
			女								
	4	腹痛 痢	男								
			女								
	5	発熱 かぜ	男								
			女								
	6	脳貧血	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
歯科		男									
		女									
		計									
合計		男									
		女									
		計									

注) 取扱患者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

(様式第6号)

競技種目別取扱患者一覧表 (救護本部用)

平成30年 月 日 () ~平成30年 月 日 ()

競技種目名 () 会場地用 ・ 宿泊施設用 (該当に○をつける) () 実行委員会

		疾患名	性別	選手(救)(他)	監督(救)(他)	役員(救)(他)	補助員(救)(他)	出演者(救)(他)	その他(救)(他)	小計(救)(他)	合計(救)(他)
外 科 的 疾 患	1	擦過傷 切傷	男								
			女								
	2	打撲ねんざ	男								
			女								
	3	筋肉痛 肉離れ	男								
			女								
	4	関節痛	男								
			女								
	5	骨折	男								
			女								
	6	脱臼	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
内 科 的 疾 患	1	熱中症	男								
			女								
	2	頭痛	男								
			女								
	3	はきけ 嘔吐	男								
			女								
	4	腹痛 下痢	男								
			女								
	5	発熱 かぜ	男								
			女								
	6	脳貧血	男								
			女								
	7	その他	男								
			女								
小計		男									
		女									
歯科		男									
		女									
		計									
合計		男									
		女									
		計									

注) 取扱患者のうち医療機関へ搬送した者については、搬送手別に(救)(他)欄に人数を内数で記入する。

(様式第7号)

救護所等設置状況報告書

() 実行委員会

競技種目											
設置期日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
救護所数											
医師	配置	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	待機	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	看護師	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	係員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	補助員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	その他	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
	計	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
救急車等の配置		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
備考	救護本部設置場所										
	救護所設置場所										

医療等の状況

立	学校(園)
---	-------

平成 年 月 日

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童生徒等	氏名		男	昭和	年	月	日	日生
			女	平成				
傷病名	(1) (2) (3)							
診療開始日	(1) 平成 年 月 日 (2) 平成 年 月 日 (3) 平成 年 月 日			診療実日数	転 帰			
				日	治 ゆ	死 亡	中 止	
診療請求報酬数	外来に係る療養				入院に係る療養			
	十万	万	千	百	十	一	点	
							日 間	点
							入院に係る 食事療養標準 負担額	円
							日 間	
上記のとおりです。								
平成 年 月 日								
医療機関所在地及び名称								
氏 名								
印								
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =				円
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =				円
	入院に係る食事療養標準負担額						円	
	合 計						円	

医療機関へお願い
診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。
 2 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。
 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。
 4 ※印は、記入しないこと。
 5 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

【お願い】 上記証明において公費負担医療制度を利用した場合は下欄の記入にご協力ください(*該当する項目に○をつけてください。)

記入者*	公費負担医療制度*	乳幼児・ひとり親・子ども医療助成・障害者総合支援法
保護者 学校(園) 設置者 医療機関	<input type="checkbox"/> 利用している制度がない <input type="checkbox"/> 場合はその他に記入	その他 { }
自己負担額 (公費負担医療制度を利用している場合のみ記入)		円

医療等の状況

立

学校(園)

平成 年 月 分

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童 生徒等	氏名			男	昭和	年 月 日生		
				女	平成			
負傷名						転 帰		
						治 ゆ	継 続 中	転 医
施術開始 の年月日	平成	年	月	日	施術終了 の年月日	平成	年 月 日	
施術の 種類	回数	一回の 料 金	加 算 料 金		施術料金	施術を行った 期 間		
初検料		円	時 間 外 休 日 ・ 深 夜	円	円	月 日		
初検時 相談支援料			夜 間 難 路 暴 風 雨 雪			月 日から		
往療料			片 道 km			月 日まで		
整復料			/			月 日		
固定料			/			月 日		
施療料			/			月 日		
後療料			/			月 日から 月 日まで		
電法料			回 数	一回の料 金		月 日から 月 日まで		
			回	円		月 日まで		
その他								
備考								
合計							円	
上記のとおりです。								
平成 年 月 日 住所								
柔道整復師 氏名 印								
※決 定	円 × $\frac{4}{10}$ =						円	
							円	
	合 計						円	

- (注) 1 この医療等の状況は、柔道整復師から施術を受けた場合に使用すること。
 2 ※印は、記入しないこと。
 3 この医療等の状況の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

様式第8号

医療機関受診結果報告先

下記の(1)救護本部及び(2)都道府県選手団本部(都道府県高等学校体育連盟本部役員)に連絡してください。

(1) 救護本部

設置場所	〇〇市・町実行委員会事務局
担当者	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(2) 都道府県選手団本部(都道府県高等学校体育連盟本部役員)

都道府県	(都・道・府・県) 選手団本部
名前	
連絡先	

【救護所・練習会場・宿泊施設】

- ・救急搬送の場合、都道府県選手団本部連絡先一覧表を参考に、(2)を記入して患者の同行者に渡してください。
- ・救急搬送の場合以外は、(2)に記入せずに配付してください。

【同行者】

- ・医療機関の受診後の状況及び処置結果について、(1)救護本部へ連絡してください。
- ・救急搬送の場合、(2)都道府県選手団本部にも連絡してください。

都道府県選手団本部連絡先一覧表

都道府県名	名前	連絡先
北海道	高等学校体育連盟	
青森県	高等学校体育連盟	
岩手県	高等学校体育連盟	
秋田県	高等学校体育連盟	
宮城県	高等学校体育連盟	
山形県	高等学校体育連盟	
福島県	高等学校体育連盟	
茨城県	高等学校体育連盟	
栃木県	高等学校体育連盟	
群馬県	高等学校体育連盟	
埼玉県	高等学校体育連盟	
千葉県	高等学校体育連盟	
東京都	高等学校体育連盟	
神奈川県	高等学校体育連盟	
山梨県	高等学校体育連盟	
新潟県	高等学校体育連盟	
富山県	高等学校体育連盟	
石川県	高等学校体育連盟	
福井県	高等学校体育連盟	
長野県	高等学校体育連盟	
岐阜県	高等学校体育連盟	
静岡県	高等学校体育連盟	
愛知県	高等学校体育連盟	
三重県	高等学校体育連盟	

都道府県名	名前	連絡先
滋賀県	高等学校体育連盟	
京都府	高等学校体育連盟	
大阪府	高等学校体育連盟	
兵庫県	高等学校体育連盟	
奈良県	高等学校体育連盟	
和歌山県	高等学校体育連盟	
鳥取県	高等学校体育連盟	
島根県	高等学校体育連盟	
岡山県	高等学校体育連盟	
広島県	高等学校体育連盟	
山口県	高等学校体育連盟	
徳島県	高等学校体育連盟	
香川県	高等学校体育連盟	
愛媛県	高等学校体育連盟	
高知県	高等学校体育連盟	
福岡県	高等学校体育連盟	
佐賀県	高等学校体育連盟	
長崎県	高等学校体育連盟	
熊本県	高等学校体育連盟	
大分県	高等学校体育連盟	
宮崎県	高等学校体育連盟	
鹿児島県	高等学校体育連盟	
沖縄県	高等学校体育連盟	

※救急搬送の場合、医療機関受診結果報告先【様式第8号】に該当する都道府県高等学校体育連盟の連絡先を記入して、同行者に配付してください。

平成30年度全国高等学校総合体育大会 三重県食品衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県食品・環境衛生対策要項に基づき、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び平成30年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）が実施する食品衛生対策について、基本的な事項を定め、もって平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）における食品衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、平成29年9月1日から平成30年9月30日までとする。

3 基本方針

- (1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、三重県健康福祉部食品安全課（保健所を含む。（以下「食品安全課（保健所）」という。））、四日市市健康福祉部保健所衛生指導課（以下「市保健所」という。）及び一般社団法人三重県食品衛生協会等関係機関の協力のもとで、連携して効果的に食品衛生対策を実施する。
- (2) 施設を所管する保健所（以下「保健所」という。）は、監視対象施設について、これまでの監視指導の経緯を踏まえ、計画的に監視指導、食品衛生講習会等を実施し、衛生水準の向上を図る。

4 実施方法

(1) 食品関係施設の留意事項

大会に関わる食品関係施設の管理運営に関する留意事項を次のとおり定める。

- | | |
|----------------------|-----|
| ア 宿泊施設の留意事項 | 別紙1 |
| イ 弁当調製施設の留意事項 | 別紙2 |
| ウ 弁当引換所設置における留意事項 | 別紙3 |
| エ 食品関係販売施設設置における留意事項 | 別紙4 |
| オ 会場内既設飲食店施設の留意事項 | 別紙5 |

(2) 食品関係施設に関する各種計画書の提出

表1に基づき、上記(1)食品関係施設の留意事項を確認の上、県実行委員会は、次のア及びイに関する計画書を、平成30年3月31日までに、三重県健康福祉部食品安全課（以下「食品安全課」という。ただし、市保健所が所管する施設を除く。）又は市保健所に提出し、県実行委員会及び市町実行委員会は、次のウ、エ及びオに関する計画書を大会開催の2カ月前までに保健所に提出すること。

- | | |
|-----------|-------|
| ア 配宿宿舍計画書 | 別紙様式1 |
|-----------|-------|

イ	弁当調達計画書	別紙様式 2
ウ	弁当引換所等設置計画書	別紙様式 3
エ	食品関係販売施設設置計画書	別紙様式 4-1
	食品関係販売施設の内容 (個別表)	別紙様式 4-2
オ	会場内既設飲食店施設営業予定書	別紙様式 5

表 1 各種計画書の提出先

区 分	計画書提出先	現地指導	備 考
ア 配宿宿舎計画書 イ 弁当調達計画書	食品安全課又は市保健所	各保健所	食品安全課は各保健所(市保健所を除く。)に監視・指導を依頼
ウ 弁当引換所等設置計画書 エ 食品関係販売施設設置計画書 オ 会場内既設飲食店施設営業予定書	各保健所	各保健所	県実行委員会及び市町実行委員会は、各保健所に監視・指導を依頼

(3) 新たに食品営業許可の取得が必要となる施設について

食品衛生法で定められている営業に該当する施設については、県実行委員会及び市町実行委員会は営業者に対して、各保健所に許可要件を整え、速やかに許可申請をするよう連絡すること。

(4) 監視指導計画の策定と監視指導

各保健所は、表 2 に基づき、食品関係施設の監視指導計画を策定し、監視対象施設に対して立入検査等を実施し、効果的な監視・指導を行うこと。

表 2 食品衛生監視・指導

	区 分	大会前	大会期間中	備考
ア イ	宿泊施設 弁当調製施設	立入検査 (1回以上)	必要に応じて実施	衛生講習会の対象
ウ エ	弁当引換所 食品関係販売施設	必要に応じて実施	必要に応じて実施	
オ	会場内既設飲食店	立入検査 (1回以上)	必要に応じて実施	衛生講習会の対象

(5) 監視指導方法

食品関係施設の監視指導に際し、食品衛生監視員は、前記(1)の留意事項の遵守について確認指導すること。

ア 各施設に対する監視指導の方法

(ア) 宿泊施設や弁当調製施設等については、調製能力や調理時間、調理済食品の取扱保管等について十分留意するよう指導すること。

(イ) 必要に応じて環境衛生監視員等と協力して実施すること。

イ 食品衛生関係検査

保健所は、必要に応じて微生物及び理化学検査等を行うこと。

(6) 普及啓発活動

ア 県実行委員会、食品安全課(保健所)及び市保健所は、食品衛生のリーフレット等を活用し、宿泊施設、弁当調製施設の営業者等及びその従事者に食品衛生に対する意識の向上を図ること。

イ 市町実行委員会は、各保健所と連携し、食品衛生の普及啓発に努めること。

(7) 衛生講習会

県実行委員会は各保健所等と協力して、監視対象施設の営業者、食品衛生責任者等を対象に、衛生管理体制の確立や食中毒の防止、衛生的な食品の取り扱い等を内容とした講習会を大会前に実施すること。

(8) 緊急時の連絡体制の整備

県実行委員会、市町実行委員会、食品安全課(保健所)及び市保健所は、大会開催期間中における食中毒の発生時など、緊急時の処理体制を確立するため、別紙6-1、6-2に基づき連絡体制を整備すること。

(9) 食中毒等発生時の対応

ア 各保健所は、大会に関係する施設から食中毒等が発生した時は、迅速的確な措置を講ずること。また、各保健所(市保健所を除く。)にあっては、速やかに食品安全課に連絡すること。

イ 連絡を受けた食品安全課及び市保健所は、関係機関に連絡すること。

ウ 県実行委員会又は市町実行委員会が食中毒の発生を確認した場合は、概要について発生報告書(別紙様式6)を作成し、食品安全課又は市保健所に速やかにFAX送信すること。

(10) 監視指導実施結果報告

各保健所は、この要領に基づく監視指導等の実施結果について次の様式により作成すること。また、各保健所(市保健所を除く。)にあっては、平成30年9月30日までに県食品安全課に報告すること。

ア 食品関係施設の監視指導結果 別紙様式7

イ 食品等の検査結果 別紙様式8

別紙 1

宿泊施設の留意事項

食品関係施設のうち、宿泊施設においては、食品衛生法第51条に規定する営業施設の基準に適合していることを確認するとともに、同法第50条第2項に規定する管理運営の基準を遵守させること。また、特に次の事項に留意するよう指導すること。

1 調理場

- (1) 施設は、清潔に整理整頓し、衛生上支障のないようにしておくこと。
- (2) 施設に破損等があるときは速やかに補修すること。
- (3) 調理場の採光・照明・換気及び通風は十分に行うこと。
- (4) 鼠族・昆虫等の侵入を防止すること。
- (5) 手洗い設備には、消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (6) 使用水の衛生管理を十分に行うこと。水道水以外の水を使用する場合は、事前に水質検査を受けること。

2 調理器具等

- (1) 調理器具は、十分洗浄消毒するとともに、衛生的に保管すること。
- (2) 調理器具は、用途に応じて区分して使用すること。
- (3) 冷蔵庫及び冷凍庫内は、清潔に保ち、温度管理を十分に行うこと。

3 食品の取り扱い

- (1) 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い仕入先を明らかにしておくこと。
- (2) 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。
- (3) 野菜及び果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの200ppmの溶液に、5分間（100ppmの溶液の場合には10分間）又はこれと同等の効果を有するもの（食品添加物として使用できる有機酸等）で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。
- (4) 加熱調理食品は、中心部まで十分加熱されていること。
- (5) 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにすること。また、衛生手袋の使用に当たっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないこと及び適宜交換することを徹底すること。
- (6) 食品は、調理・保管運搬・販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して取り扱うこと。また、必要以上に作り置きをせず、調理後速やかに提供すること。
- (7) 検食は、調理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、 -20°C 以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1日に300食以上調理

する場合は、前記の規程による保存のほかに当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。

4 調理従事者の衛生

- (1) 清潔な作業衣及び帽子を着用し、毛髪・爪等は清潔に保つこと。
- (2) 手指の洗浄消毒を十分に行うこと。
- (3) 食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、直接食品に触れる業務に従事しないこと。
- (4) 下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、調理業務に従事しないこと。
- (5) 調理従事者は、定期的に健康診断（検便等）を受けていること。健康診断の受診状況が確認できない場合には、直ちに健康診断（検便等）を受けること。

5 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がもれない構造にすること。
- (2) 廃棄物容器及びその周辺は常に清潔にしておくこと。
- (3) 便所は清潔に保ち、手洗い設備には消毒液を備え常に使用できる状態にしておくこと。

6 食品衛生自主管理記録表

大会期間中、施設の食品衛生責任者は、食品衛生自主管理記録表〔宿泊施設〕を記入すること。

7 衛生教育

施設の営業者又は食品衛生責任者は、県実行委員会等が実施する講習会等を必ず受講するとともに、従事者全員に対し、衛生意識の普及啓発に努めること。

別紙 2

弁当調製施設の留意事項

弁当及び仕出し料理等の調製施設の指導では、食品衛生法第51条に規定する営業施設の基準に適合していることを確認するとともに、同法第50条第2項に規定する管理運営の基準を遵守させること。

また、特に次の事項に留意するよう指導すること。

1 調理場

- (1) 施設は、清潔に整理整頓し、衛生上支障のないようにしておくこと。
- (2) 施設に破損等があるときは速やかに補修すること。
- (3) 調理場の採光・照明・換気及び通風は十分に行うこと。
- (4) 鼠族・昆虫等の侵入を防止すること。
- (5) 手洗い設備には、消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (6) 使用水の衛生管理を十分に行うこと。水道水以外の水を使用する場合は、事前に水質検査を受けること。

2 調理器具等

- (1) 調理器具は、十分洗浄消毒するとともに、衛生的に保管すること。
- (2) 調理器具は、用途に応じて区分して使用すること。
- (3) 冷蔵庫及び冷凍庫内は、清潔に保ち、温度管理を十分に行うこと。

3 食品の取扱い

- (1) 施設、設備、人等調理能力に応じた調理（製造）を行うこと。
- (2) 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い仕入先を明らかにしておくこと。
- (3) 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。前日調理は行わないこと。
- (4) 野菜及び果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの200ppmの溶液に、5分間（100ppmの溶液の場合には10分間）又はこれと同等の効果を有するもの（食品添加物として使用できる有機酸等）で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。
- (5) 加熱調理食品は、中心部まで十分加熱されていること。また、加熱後は速やかに放冷すること。
- (6) 盛り付けは衛生手袋等を使用し、食品に直接手が触れないようにすること。また、衛生手袋の使用に当たっては、装着前の手洗い、衛生的な装着操作、装着後に食品以外に触れないこと及び適宜交換することを徹底すること。
- (7) 製造所所在地、製造者氏名、消費期限、原材料、添加物、アレルギー及び保存方法等、食品表示法等に定められた表示事項を明確にすること。なお、消費期限

については時刻まで記載すること。

- (8) 弁当等の調製は、配送時刻に合わせ、短時間での配送に努めること。また、配送中の温度管理を適正に行うこと。
- (9) 早期喫食を呼びかけるチラシ等を弁当に添付すること。また、弁当を納品する際は、喫食時間帯に合わせて納品すること。
- (10) 検食は、調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、 -20°C 以下で2週間以上保管すること。

4 調理従事者の衛生

- (1) 清潔な作業衣及び帽子を着用し、毛髪・爪等は清潔に保つこと。
- (2) 手指の洗浄消毒を十分に行うこと。
- (3) 食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、直接食品に触れる業務に従事しないこと。
- (4) 下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、調理業務に従事しないこと。
- (5) 調理従事者は、定期的に健康診断（検便等）を受けていること。健康診断の受診状況が確認できない場合には、直ちに健康診断（検便等）を受けること。

5 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がもれない構造にすること。
- (2) 廃棄物容器及びその周辺は常に清潔にしておくこと。
- (3) 便所は清潔に保ち、手洗い設備には消毒液を備え常に使用できる状態にしておくこと。

6 食品衛生自主管理記録表

大会期間中、施設の食品衛生責任者は、食品衛生自主管理記録表〔弁当調整施設〕を記入すること。

7 衛生教育

施設の営業者又は食品衛生責任者は、県実行委員会等が実施する講習会等を必ず受講するとともに、従事者全員に対し、衛生意識の普及啓発に努めること。

別紙 3

弁当引換所設置における留意事項

県実行委員会及び市町実行委員会が弁当引換所を設置するに当たっては、次の事項に留意し、弁当調製業者に指導すること。

1 引換所の設置及び設備

- (1) 清潔で直射日光の当たらない風通しの良い場所に設けること。
- (2) 消毒液を備えた流水式手洗い設備が弁当引換所又はその近隣の場所にあること。
- (3) 弁当保管のための保冷库等保冷設備（弁当引換所に隣接した場所に、冷蔵設備を有する冷蔵庫等を配置している場合を含む。以下「保冷库等」という。）を設けること。

2 弁当の取扱い

- (1) 購入伝票等の保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。
- (2) 弁当を車で運搬する時には、食品に直射日光が当たらないよう断熱し、保冷車を活用して、弁当の温度管理をすること。また、短時間での配送に努めること。
- (3) 弁当の保管は、保冷库等にて行い、次の点に留意すること。
 - ア 保冷库等は常に清潔に保っておくこと。
 - イ 保冷库等に温度計を設置し、保冷の機能が正常に作動していることを確認すること。
 - ウ 保冷库等で保管する弁当は、合成樹脂製ラック等で空間を保ち、かつ直接床面に接しないようにするとともに、余裕のある数に抑えること。
- (4) 弁当の引換時間を厳守すること。
- (5) 弁当の引換後の残品は、確実に廃棄すること。
- (6) 複数の業者が調製した弁当を取り扱う場合は、包装紙の色を別にする等識別を容易にするよう工夫すること。

3 弁当の早期喫食の呼びかけ

- (1) 弁当引換業務担当者は、弁当を引き換える際には、早期喫食を呼びかけること。
- (2) 弁当引換所には、早期喫食を呼びかける看板等を設置すること。
- (3) 弁当引換中は、早期喫食を呼びかける放送等を行うこと。

4 引渡し先の把握

- (1) 弁当の引換えに当たっては、引渡し先と弁当調製施設の関連が明確になるようにしておくこと。（事前にリストを作成しておくことが望ましい。）
- (2) 弁当の引換え業務に従事する担当者は次の事項を確認し、記録しておくこと。
 - ア 弁当の納入時刻

イ 弁当の表示

- ・製造者氏名
- ・消費期限、時間及び保存方法

ウ 弁当納入の個数

エ 弁当の引渡し先、個数（配付はできる限り都道府県チーム単位にまとめること。）

オ 弁当の引渡し時刻及び最終引渡し時刻

5 従事者の衛生

- （1）常に手洗いを励行すること。毛髪・爪等は清潔に保つこと。
- （2）食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、業務に従事しないこと。
- （3）下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、当該業務に従事しないこと。

6 廃棄物の処理

- （1）廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がもれない構造にすること。
- （2）廃棄物容器及びその周辺は常に清潔にしておくこと。

7 現地責任者の設置

- （1）食品による事故等の発生を防止するために、弁当引換所ごとに衛生管理にあたる現地責任者を設置すること。
- （2）大会期間中、現地責任者は、食品衛生自主管理記録表〔弁当引換所〕を記入すること。

別紙 4

食品関係販売施設設置における留意事項

県実行委員会及び市町実行委員会が食品関係販売施設を設置するに当たっては、次の事項に留意するよう指導すること。

1 販売品目

販売品目は、原則として、売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

(1) 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

(2) パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、包装されたもの。

(3) 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

(4) 果実類

新鮮でカットしていないもの。

(5) 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存できるもの。

2 適切な取扱い設備

- (1) 清浄な場所に設置し、テント張等適当な防塵・防水設備を有すること。
- (2) 食品が直接日光にあたらない設備とすること。
- (3) 消毒液を備えた流水式手洗い設備が販売施設又はその隣接する場所にあること。
- (4) 食品衛生法で保存基準が定められている食品を取り扱う場合は、冷蔵庫等その基準を遵守できる設備を設けること。

3 食品の取扱い

- (1) 購入伝票などの保管を行い、仕入先を明らかにしておくこと。
- (2) 弁当を販売する場合には、早期喫食を呼びかける旨の表示をすること。
- (3) 食品の保存方法を遵守すること。
- (4) 消費期限又は賞味期限を過ぎた食品の販売は行わないこと。
- (5) 食品の露出販売（食品の小分け包装等を含む。）は行わないこと。

4 従事者の衛生

- (1) 常に手洗いを励行すること。毛髪・爪等は清潔に保つこと。
- (2) 食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、業務に従事しないこと。
- (3) 下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、当該業務に従事しないこと。

5 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がもれない構造にすること。
- (2) 廃棄物容器およびその周辺は常に清潔にしておくこと。

6 現地責任者の設置

- (1) 食品による事故等の発生を防止するために、販売施設ごとに衛生管理にあたる現地責任者を設置すること。
- (2) 大会期間中、現地責任者は、食品衛生自主管理記録表〔食品関係販売施設〕を記入すること。

別紙 5

会場内既設飲食店施設の留意事項

食品関係施設のうち、飲食店施設においては、食品衛生法第51条に規定する営業施設の基準に適合していることを確認するとともに、同法第50条第2項に規定する管理運営の基準を遵守させること。また、特に次の事項に留意するよう指導すること。

1 調理場

- (1) 施設は、清潔に整理整頓し、衛生上支障のないようにしておくこと。
- (2) 施設に破損等があるときは速やかに補修すること。
- (3) 調理場の採光・照明・換気及び通風は十分に行うこと。
- (4) 鼠族・昆虫等の侵入を防止すること。
- (5) 手洗い設備には、消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (6) 使用水の衛生管理を十分に行うこと。水道水以外の水を使用する場合は、事前に水質検査を受けること。

2 調理器具等

- (1) 調理器具は、十分洗浄消毒するとともに、衛生的に保管すること。
- (2) 調理器具は、用途に応じて区分して使用すること。
- (3) 冷蔵庫及び冷凍庫内は、清潔に保ち、温度管理を十分に行うこと。

3 食品の取り扱い

- (1) 原材料の仕入れに当たっては、品質・表示等について点検するとともに、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保管すること。また、購入伝票等の保管を行い仕入先を明らかにしておくこと。
- (2) 調理は、相互汚染のないよう衛生的に行うこと。
- (3) 野菜及び果物を、加熱せずに提供する場合には、飲用適の流水で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウムの200ppmの溶液に、5分間（100ppmの溶液の場合には10分間）又はこれと同等の効果を有するもの（食品添加物として使用できる有機酸等）で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこと。
- (4) 加熱調理食品は、中心部まで十分加熱されていること。
- (5) 必要以上に作り置きをせず、調理後速やかに提供すること。
- (6) 検食は、調理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1日に300食以上調理する場合は、前記の規程による保存のほか、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。

4 調理従事者の衛生

- (1) 清潔な作業衣及び帽子を着用し、毛髪・爪等は清潔に保つこと。

- (2) 手指の洗浄消毒を十分に行うこと。
- (3) 食中毒の原因となる疾患（化膿性疾患）や、飲食物を介して感染するおそれのある疾患に罹患した場合は、直接食品に触れる業務に従事しないこと。
- (4) 下痢、腹痛、発熱及びおう吐等の症状がある場合には、調理業務に従事しないこと。
- (5) 調理従事者は、定期的に健康診断（検便等）を受けていること。健康診断の受診状況が確認できない場合には、直ちに健康診断（検便等）を受けること。

5 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物容器は、蓋があり、鼠族・昆虫等の侵入を防ぎ、汚物及び汚臭等がもれない構造にすること。
- (2) 廃棄物容器及びその周辺は常に清潔にしておくこと。
- (3) 便所は清潔に保ち、手洗い設備には消毒液を備え常に使用できる状態にしておくこと。

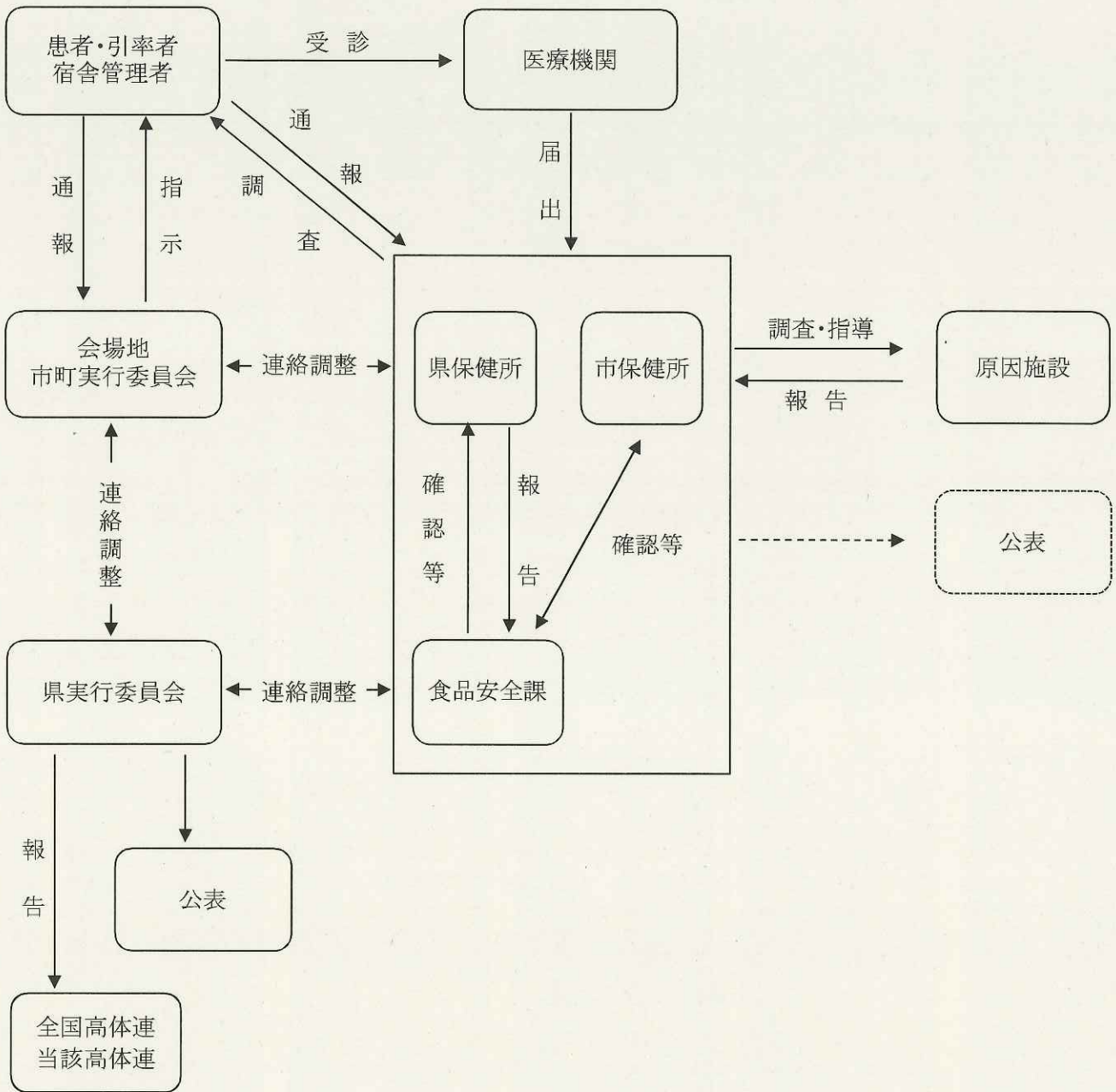
6 食品衛生自主管理記録表

大会期間中、施設の食品衛生責任者は、食品衛生自主管理記録表〔会場内 既設 飲食店施設〕を記入すること。

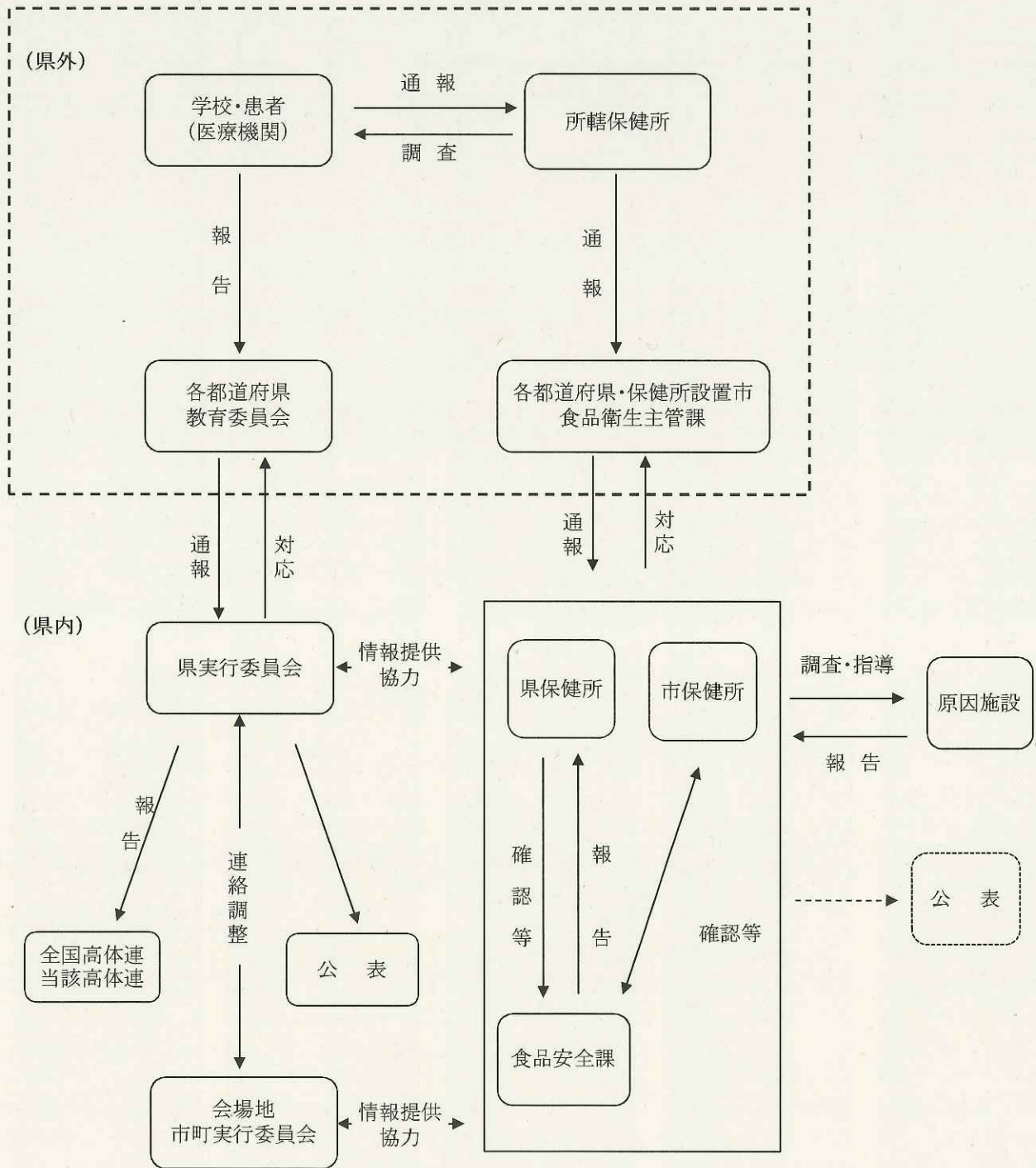
7 衛生教育

施設の営業者又は食品衛生責任者は、県実行委員会等が実施する講習会等を必ず受講するとともに、従事者全員に対し、衛生意識の普及啓発に努めること。

緊急時の連絡体制（総合開会式及び各競技期間中） （食中毒（疑い）等発生時の措置体制）



帰省後に食中毒（疑い）が発生した場合の措置体制



別紙様式3

弁 当 引 換 所 等 設 置 計 画 書

平成 年 月 日

(各保健所) 所長 あて

平成30年度全国高等学校総合体育大会
実行委員会 会長

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に当たり、次のとおり弁当引換所及び弁当搬送保冷車駐車場設置を計画しましたので提出します。

会場 _____

競技名 _____

現地責任者 _____

連絡先 (携帯電話等) _____

設置期間 月 日 ~ 月 日

弁当引換所及び弁当搬送保冷車駐車場設置場所

食 品 関 係 販 売 施 設 設 置 計 画 書

平成 年 月 日

(各保健所) 所長 あて

平成30年度全国高等学校総合体育大会
実行委員会 会長

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に当たり、次のとおり食品関係販売施設の設置を計画しましたので提出します。

会 場 _____

競技名 _____

No	設置期間	食品関係販売 施設の名称	販売者の氏名	販売者の所在地 及び電話番号	取 扱 品 目
	月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日				

※ 販売施設ごとの内容を別紙により添付してください。

食 品 関 係 販 売 施 設 の 内 容 (個別表)

整理番号	
------	--

1 販売施設の名称等

販売施設の名称		設置期間	月 日 ~ 月 日
販売者の氏名、住所 及び電話番号	TEL		
販売施設の責任者氏名	TEL		
従事者数	人		

2 取扱品目数

No	取扱品目	販売予定数量	No	取扱品目	販売予定数量

※ 設置場所の見取り図及び設備配置図を添付して下さい。

別紙様式5

会 場 内 既 設 飲 食 店 施 設 営 業 予 定 書

年 月 日

(各保健所) 所長 あて

平成30年度全国高等学校総合体育大会
実行委員会 会長

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に当たり、次のとおり、会場内既設飲食店について営業を予定していますので報告します。

会 場 _____ 競技名 _____

No	開設期間	会場内の 既設飲食店の名称	会場内既設飲食店の所在地 及び電話番号	最大収容数 (座席数)
	月 日 ～ 月 日		TEL	
	月 日 ～ 月 日		TEL	
	月 日 ～ 月 日		TEL	
	月 日 ～ 月 日		TEL	
	月 日 ～ 月 日		TEL	

食品関係施設の監視指導結果

区 分	対象施設数	延監視件数	違反発見施設数	違反の件数					処.分 件数			処分以外措置件数	
				施設基準	管理運営基準	規格基準	表示基準	その他	営業の禁停止	改善命令	その他		
宿泊施設													
弁当調製施設													
その他													
合計													

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日までに実施した、高校総体関係施設についての監視指導結果について記入してください。

食品等の検査結果

保健所 担当

区 分	収 去 検 査			そ の 他 の 検 査				
	検 査 施 設 数	検 査 件 数			検 査 施 設 数	検 査 件 数		
		微 生 物	理 化 学	そ の 他		微 生 物	理 化 学	そ の 他
宿泊施設								
弁当調製施設								
その他								
合計								

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日までに実施した、高校総体関係施設についての監視指導結果について記入してください。

**平成30年度全国高等学校総合体育大会
会場地市町実行委員会売店等運営要項作成例（案）**

1 趣 旨

この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県売店等設置基本方針に基づき、平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇市（町）実行委員会（以下「市（町）実行委員会」という。）が平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）〇〇競技大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2 出店申請

売店等の出店を希望するものは、出店申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市（町）実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

なお、この場合であっても施設管理者の使用許可が必要であること。

3 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと
- (3) その他、市（町）実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

市（町）実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下、「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食 品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

イ パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

ウ 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

オ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造・包装されているもので、常温で保存できるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッチ類

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの。

6 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品の販売における食品衛生対策については、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(3) 市（町）実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の2か月前までに、所轄の保健所に提出するものとする。

(4) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

7 出店の期間及び開設時間

市（町）実行委員会が指定する期間及び開設時間とする。

8 出店の場所・規模・方法

市（町）実行委員会が指定する場所・規模・方法とする。

9 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

(1) 市（町）実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに市（町）実行委員会に支払うものとする。ただし、市（町）実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。

(2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市（町）実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。

(2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。

(3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。

(4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わない

こと。

- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び出店従事者が次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げ
る者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目
的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又
は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市（町）実行委員会の指示
に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市（町）実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去
命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
- (17) 市（町）実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施す
ること。

12 許可の取り消し

市（町）実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる
恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、市（町）実行委
員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により
出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

13 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

14 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が

経過したときは、速やかに原状に回復し、市（町）実行委員会の検査を受けなければならない。

15 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市（町）実行委員会は一切その責を負わない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市（町）実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇市(町)実行委員会売店出店申請書

平成30年度全国高等学校総合体育大会

〇〇市(町)実行委員会 会長 〇〇 〇〇 様

(申請者)

所在地	〒
名称	
代表者 職氏名	印
代表者 生年月日・性別	
電話	

平成30年度全国高等学校総合体育大会において出店したいので、平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇市(町)実行委員会売店等運営要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 競技名 _____

2 出店会場名 _____

3 必要テント数 テント 張

4 出店期間 平成30年 月 日 午前・午後 時 分から
 平成30年 月 日 午前・午後 時 分まで

5 添付書類

- (1) 申請者の概要
- (2) 販売品目及び価格等一覧
- (3) 出店従業員名簿

※関係機関に対して、本要項第11条遵守事項の確認のための照会を行います。

その際、個人情報(生年月日、性別)が必要ですので、ご理解のうえ、必ず記入して下さい。

(様式第1号)

添付書類1

申請者の概要

(名称)

1 営業開始年月日	年 月 日
2 資本金(法人のみ)	万円
3 従業員数	人
4 営業の種類	
5 取得許可等の番号、年月日 (食品衛生法上の営業許可を受けているもののみ)	
6 主要営業取扱品目	
7 備考	

(様式第1号)

添付書類2

販売品目及び価格等一覧

(名 称)

販売品目		規 格 (サイズ、数量等)	販売価各	仕入先 (名称、所在地、電話)
種 類	品 名			

※仕入先は、販売品目が食品の場合のみ記入してください。

(様式第1号)

添付書類3

出店従業員名簿

(名称) _____

責任者等	職名	氏名	生年月日・性別	備考
出店責任者				
食品取扱い責任者				

※「出店責任者」は、備考の欄に緊急連絡先（携帯電話番号等）を記入ください。

※「食品取扱い責任者」は、食品を販売する場合に記入してください。

※関係機関に対して、本要項第11条遵守事項の確認のための照会を行います。

その際、個人情報（氏名、生年月日、性別）が必要ですので、ご理解のうえ、必ず記入して下さい。

文 書 番 号
平成 年 月 日

平成30年度全国高等学校総合体育大会
〇〇市(町)実行委員会売店等出店許可書

_____ 様

平成30年度全国高等学校総合体育大会
〇〇市(町)実行委員会会長 〇〇 〇〇 印

平成30年度全国高等学校総合体育大会の売店出店を下記のとおり許可します。

記

- 1 競技名 _____

- 2 出店会場名 _____ (テント 張)

- 3 出店期間 平成30年 月 日 午前・午後 時 分から
 平成30年 月 日 午前・午後 時 分まで

- 4 出店責任者

- 5 販売品目

- 6 経 費 売店の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費は出店者が負担するものとする。

- 7 その他 平成30年度全国高等学校総合体育大会〇〇市(町)実行委員会売店等運営要項に定める事項を遵守すること。